## 機器貸与型研究助成に関する Q&A 研究者⇒理事会

## ※文言の説明※

- ・前庭研究会(日本前庭理学療法研究会)
- ·学術集会(日本前庭理学療法研究会学術集会)
- ・理事会(前庭研究会の理事会)
- ・研究者(機器貸与型研究助成を活用して研究する前庭研究会会員)
- Q1. 誰でも貸出ししてもらえますか?
- ⇒機器貸与型研究助成を活用した研究をしようとしている前庭研究会会員のみです。
- O2. 機器貸与型助成制度は複数回の申請はできますか?
- ⇒可能ですが、同機器は1年間申請できません。
- O3. 貸出しのための費用はかかりますか?
- ⇒いわゆる「レンタル料」というものはかかりません。追加の消耗品は別途必要です。
- Q4. 貸出しの決定はどのようになされますか?
- ⇒理事会が、研究助成申請案件の中から、申請内容に対する貸出し該当機器を審査・選考します。その後、委員会より研究者に審査結果の通知を行います。
- Q5. どの位の期間貸出してもらえますか? ⇒6カ月以内です。
- Q6. 貸出し期間中にトラブル(動作不良、有害事象等)が起きてしまったらどうすればよいですか?

⇒正常な使用による機器トラブルの場合は前庭研究会が責任を負うことになります。また、 異常な使用や機器を傷つけたり落下させたりした場合は研究者が責任を負うことになりま す。トラブル状況を整理し、前庭研究会にご相談ください。なお、トラブルに対する状況・ 対応結果をトラブル確認書にてご報告ください(研究者⇒前庭研究会)。

- Q7. COI(利益相反)について気を付けることはありますか?
- ⇒研究成果の発表の COI 表記の際に、「前庭研究会の研究助成制度により貸出しをしても らっている」旨を表記することが必要となります。
- Q8. 臨床研究法について気を付けることはありますか? ⇒機器貸出しということにかかわ

らず、研究を進めるということに関して、貴施設での倫理委員会の承諾を取った上で研究を 行う必要があります。計画書を提出する際、貴施設の倫理委員会での審査状況を必ず明記く ださい。

- Q9. 機器貸出しに伴う結果報告(研究報告)を行う必要がありますか? ⇒次年度の日本前庭理学療法研究会が主催する学術集会での研究成果の発表をお願いいた します。
- Q10.「機器貸与型研究助成」に再度申請することはできますか? ⇒同一機種での再申請は1年間はできません。機器が異なる場合は、申請が可能です。